

2. 自治基本条例と最高規範性について（確認）

■ 議論の目的

自治基本条例にとっての「最高規範性」とは、何かを明らかにする。

■ 代表者会の考え方

- これまでの意見
- ・資料10～資料13を参照

■ 議論のポイント

1. 自治基本条例の位置付け

- 自治基本条例であっても「条例」であることに違いはなく、他の条例との間に法規としての効力に優劣はない。しかしながら、自治の基本理念と基本原則等を明らかにすることを目的として規定されたものであり、更に他の条例の制定・解釈に当たっては、自治基本条例を基本として考えることを規定することにより、実質的には他の条例を規律する上位条例であると捉えられないか。

2. 自治基本条例と当市の他条例及び法令等との関係

- 以下のような整理としてよいか
- ・自治基本条例は、上記のとおり実質的に関係する他の条例を規律するものとなることから、それらの制定・改廃に当たっては、自治基本条例との整合を図る必要が生じてくる。一方、他条例が自治基本条例に違反している場合であってもその効力を否定することまではできない。
- ・関係法令等についても抵触しない範囲において、自治基本条例の理念に基づく解釈・運用が必要と考えられないか。

3-1. 自治基本条例の「実質的」な最高規範性の捉え方

- 自治基本条例はそれ自身の制定目的及び制定内容から、「実質的意味」での「最高規範性」を内包しているものと考えられないか。
- ・自治基本条例が「実質的意味」での最高規範性を内包していると考えた場合は、「条例の名称」、「改正手続の厳格化」などは、「形式的意味」での最高規範性という位置付けになる。

3-2. 自治基本条例の「形式的」な最高規範性について

- 形式的な最高規範性を示すためにはどのような規定が必要か。
- ・「12-1 改正等/改正手続」で議論する。

※参考 自治基本条例の最高規範性の捉え方について

○ 教育基本法と教育関連法の関係について

最高裁 S51. 5. 21 大法廷判決、旭川学テ事件（抜粋）

『教基法は、…中略、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原則を宣明することを目的として制定されたものであつて、…中略、教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、…中略。それ故、同法における定めは、形式的には通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関連法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。』

○ 憲法の最高規範性について

南川諦弘（地方自治職員研修 臨時増刊号71 2002年11月 抜粋）

『日本国憲法（以下「憲法」）がなぜ最高規範か。憲法98条1項に、「この憲法は、国の最高規範であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定されているからかといえそうではない。…中略。憲法が国家の構造、組織ならびに国家作用に関する基本的な原則を定めているから、つまり国家の基本法・基礎法だからである。』